

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会  
住 所 埼玉県白岡市千駄野 4 3 2 番地  
代表者氏名 会 長 秋 葉 清 一 郎 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

白岡市は、面積24.92km<sup>2</sup>の市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有している。

本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線である。いずれもJR宇都宮線の西側地域を運行する路線であり、JR宇都宮線の東側地域では路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域となっている。

JR宇都宮線の西側地域を運行する3路線のうち2路線は、JR蓮田駅を起点として市域の一部を経由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用者は一部に限定されている。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から平成28年4月には25.9%となっており、高齢化が急速に進展している。

また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。

今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。

市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。

本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保することを目的にデマンド交通の運行を行う。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

定量的目標①：利用者数

- ・初年度35人／日、2年目37.5人／日、3年目40人／日を目標とする。  
(H30年度) (H31年度) (H32年度)

定量的目標②：収支率

- ・初年度19.0%、2年目20.0%、3年目21.5%を目標とする。  
(H30年度) (H31年度) (H32年度)

定量的目標③：便別利用者数

- ・利用の少ない6、7、8便についてピークとなる2便の半数程度の3人を確保することを目標とする。

【効果】

デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。

デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

昭和タクシー有限会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表1又は3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表1又は3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

回数	開催日	主な議論内容
第1回	平成25年5月21日	これまでの取組の経緯、今後のスケジュール、各会議の予定協議項目
第2回	平成25年6月24日	運営主体、利用対象者、利用者登録
第3回	平成25年7月23日	運行エリア、運行方式、運行ダイヤ
第4回	平成25年8月20日	運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行時間帯
第5回	平成25年9月24日	運行曜日、システム活用の可否
第6回	平成25年10月22日	車両サイズ・台数
第7回	平成25年11月19日	運賃形態、運賃水準、乗降場所
第8回	平成25年12月17日	乗降場所、オペレーターの雇用形態、運行事業者、契約方式
第9回	平成26年1月21日	実証運行業務仕様書（案） 実証運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 生活交通ネットワーク計画（案）
第10回	平成26年2月25日	生活交通ネットワーク計画（案）
第11回	平成26年5月15日	生活交通ネットワーク計画（案）
第12回	平成26年6月23日	生活交通ネットワーク計画申請 乗降場所
第13回	平成26年9月17日	乗降場所、利用者アンケート
第14回	平成27年2月10日	運行業務仕様書（案） 運行業務に係るプロポーザル実施要領

		(案) 実証運行中間報告
第15回	平成26年2月25日	生活交通ネットワーク計画(案)
第16回	平成27年5月26日	生活交通確保維持改善計画(案)
第17回	平成28年1月25日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案)について
第18回	平成28年5月30日	生活交通確保維持改善計画(案)
第19回	平成29年1月17日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価(案)について
第20回	平成29年5月23日	生活交通確保維持改善計画(案)

## 15. 利用者等の意見の反映状況

### (1) 意見募集の方法

#### ① 郵送アンケート(16歳以上)

平成24年6月に16歳以上の市民を対象として郵送アンケート方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通サービスの在り方についての意見を募集した。

#### ② 聞き取り調査(市内主要施設)

平成24年7月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

#### ③ 地域公共交通市民検討会議の設置

本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成24年9月から平成25年2月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。

#### ④ 郵送アンケート(65歳以上)

デマンド交通の主な利用者として想定される65歳以上の高齢者を対象として平成25年8月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

#### ⑤ 聞き取り調査(民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き取り調査)

平成25年10月から11月にかけて、65歳以上の独居世帯の方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることについて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

#### ⑥ 車内アンケート

実証運行において、利用者に車内アンケートをした。

#### ⑦ 郵送アンケート(利用者)

実証運行において利用した市民を対象として、郵送によるアンケートを実施した。

#### ⑧ 車内アンケート

本格運行においても、利用者に車内アンケートを実施した。

(2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき500円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

平成26年度では、利用者に車内アンケート及び郵送アンケートを実施して、その意見を基に平成27年4月から予約期限を変更した。

平成28年度では、利用者、登録者、未登録者に対して郵送アンケートを実施した。

今後も、平成28年度に実施したアンケート等を活用して市民の声を踏まえた、市民が利用しやすい公共交通サービスとなるよう引き続き、運行の改善に努める。

16. 協議会メンバーの構成

委員区分	団体名
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課、埼玉県杉戸県土整備事務所
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車(株)、昭和タクシー(有)、白岡タクシー(株)、埼玉県バス協会、埼玉県乗用自動車協会、朝日自動車労働組合、久喜警察署
地方運輸局	埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	副市長、行政区長会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、東洋大学教授、埼玉県利根地域振興センター、都市整備部長、商工会

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。